資料１

# 消防通信指令事務の委託について

１　「札幌圏消防指令センター」について

「札幌圏消防指令センター」は、道内初の消防指令業務の共同運用のための施設であり、これまでは、それぞれの消防本部の消防指令センターで１１９番通報を受付し、消防車や救急車への出動指令を行っていましたが、令和７年１０月からは、札幌圏６消防本部（札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市及び石狩北部地区消防組合）の消防指令業務を、札幌市消防局内に新たに設置する「札幌圏消防指令センター」に集約し、市民サービスの向上や行財政上の効率化を図るものです。（別紙１のイメージ参照）

なお、１１９番通報の受付先などが変更になるだけで、江別市の消防署や出張所から消防車や救急車が出動することに変更はないので、現場到着時間の遅延はありません。

【共同運用のメリット】

（1）効率的な出動体制の確立

「札幌圏消防指令センター」で札幌圏６消防本部の災害状況を一元把握することが可能となるため、相互応援の迅速化や、市境で災害が発生した場合でも出動隊が重複しないよう指令を出すことができるため、出動の効率化が期待できます。

（2）消防力の強化

これまで消防指令業務を行っていた職員を消防隊や救急隊などに配置転換することができるため、消防力の強化が期待できます。

（3）財政上の効果

消防指令センターを共同で一括整備することで、各消防本部の単独整備と比較すると整備費用の大幅な削減が期待できます。

【119 番通報時のポイント】

各市町村には同じ地名があるため、令和７年１０月以降は必ず「江別市」から住所を伝える必要があります。

【映像通報システムの運用開始】

札幌圏消防指令センターでは、通報者と指令員が映像の送受信を行うことのできる「映像通報機能」を搭載しています。

これは、１１９番通報の内容によって、指令員の判断でＳＭＳ（ショートメール）によるＵＲＬの送信が行われ、通報者がそのＵＲＬに接続することで　映像通報が開始されるものです。

音声による１１９番通報に加え、映像によって傷病者の状態や災害現場の詳しい状況を把握できるようになることで、迅速・的確な消防活動につながり救命率の向上が期待できます。

２　消防通信指令事務の委託について

消防通信指令業務の共同運用を開始するにあたり、札幌市に消防通信指令事務を委託するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１４第３項の規定により、議会の議決を求めるものです。

（1）事務委託規約の概要

・札幌市を受託団体とする１対１の締結規約
・委託事務の内容は消防通信指令事務
・経費の負担、予算の執行について規定
・連絡会議の設置について規定

（2）江別市と札幌市との消防通信指令事務の委託に関する規約

別紙２のとおり

(3) スケジュール

・令和７年２月　　令和７年第１回生活福祉常任委員会報告
・令和７年３月　　令和７年第１回定例会に議案の提出
・令和７年３月　　札幌市と規約の締結
・令和７年８月 26 日　札幌圏消防指令センター完成披露式
（主催者：各首長、来賓：議長予定）
・令和７年９月中旬　　緊急回線切替
・令和７年１０月１日　札幌圏消防指令センター運用開始

３　市民への広報について

(1)ＳＮＳの活用

・インスタグラム
・ＬＩＮＥ
・Ｘ（旧ツイッター）
・フェイスブック

(2)ポスター、ちらしの配布（札幌圏消防通信指令委員会事務局で作成）

・ポスターを事業所等に配布
・ちらしを自治会の回覧板で配布

(3)広報動画の作成

札幌市消防局から消防アンバサダーとして委嘱されている北海道テレビ放送株式会社（ＨＴＢ）と連携し、指令共同に関する広報動画を作成依頼し、デジタルサイネージ等で上映。

・消防本部庁舎
・江別市役所
・江別市立病院

(4)市のホームページ、広報誌に掲載

以　上

別紙１

# 消防指令業務共同運用のイメージ

## 現状の単独本部による運用

### 各消防本部で指令センターを整備

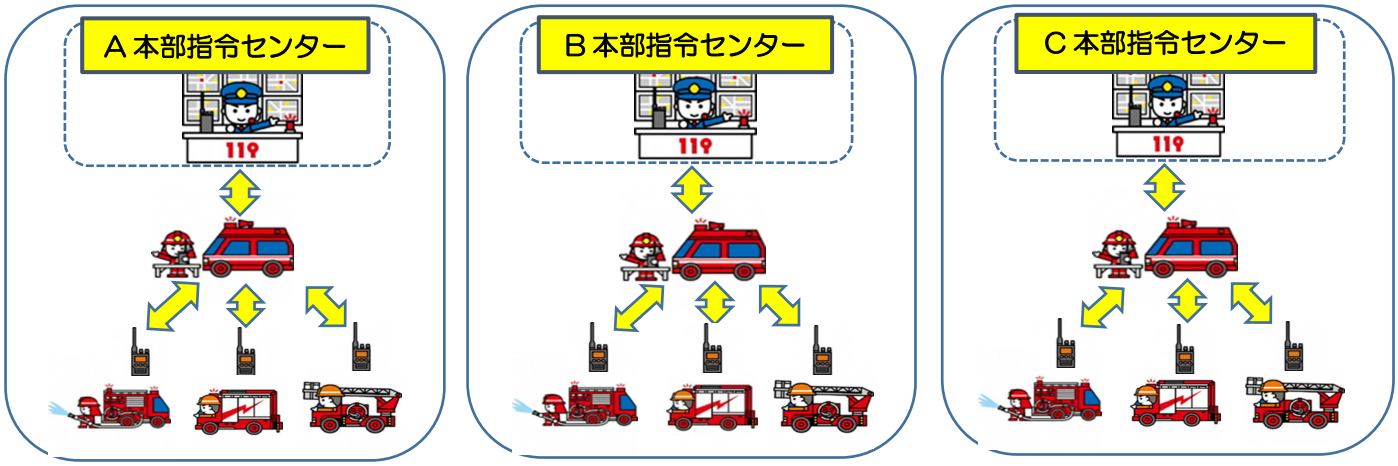


Ａ消防本部　　Ｂ消防本部　　Ｃ消防本部

## 消防指令業務の共同運用

### 共同で１ヵ所の共同指令センターを整備

共同指令センターでは、共同運用に参加している自治体の行政区域内全域からの１１９番通報を受領します！

**【通信員の業務】**

- 共同指令センターとの連絡
- 現場からの応援要請への対応
- 指令センター不具合発生時のバックアップ体制
- 消防団の招集、職員非常招集
- 無線交信の記録

など

災害が発生した管轄の消防本部に出動指令！

Ａ消防本部　　Ｂ消防本部　　Ｃ消防本部

別紙２

# 江別市と札幌市との消防通信指令事務の委託に関する規約

（委託事務）

第１条　江別市（以下「甲」という。）は、消防通信指令に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２５２条の１４第１項の規定に基づき、札幌市（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第２条　委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

２　委託事務の執行については、札幌市消防長が行う。

（経費の負担）

第３条　甲は、委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）を負担し、これを乙に交付しなければならない。

２　委託費の額及び交付の時期は、乙が甲と協議して定める。

３　乙は、前項の規定による協議に当たって、委託費の積算根拠を明らかにした書類を甲に提出しなければならない。

（予算の執行）

第４条　乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

２　甲及び乙は、各年度において、委託費に過不足が生じると認められるときは、その都度その取扱いについて協議するものとする。

（決算の場合の措置）

第５条　乙は、法第２３３条第６項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

（連絡会議）

第６条　乙は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、甲と定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、必要がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

２　連絡会議の運営に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して別に定める。

（条例等の制定改廃の場合の措置）

第７条　委託事務の管理及び執行について定める乙の条例等の制定、廃止又は全部若しくは一部の改正（以下「制定改廃」という。）を行おうとする場合においては、乙は、あらかじめ甲に通知しなければならない。

第８条　前条の条例等の制定改廃が行われた場合においては、乙は、直ちにその旨及び制定又は改正後の当該条例等を甲に通知しなければならない。

２　前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに委託事務の管理及び執行について同項の制定若しくは改正後の当該条例等が甲の条例等としての効力を有する旨並びに当該制定若しくは改正後の当該条例等又は甲の条例等として効力を有していた条例等が

廃止された旨を併せて公表しなければならない。

（規定外の事項）

第９条　この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、甲及び乙が協議して定める日から施行する。ただし、附則第３項の規定は、令和７年４月１日から施行する。

（条例等の公表）

２　甲は、この規約の告示の際、委託事務の管理及び執行について定める乙の条例等が甲の条例等としての効力を有する旨及び当該条例等を併せて公表するものとする。

（準備行為）

３　甲及び乙は、この規約の施行前においても、委託事務の管理及び執行に必要な準備行為を行うことができる。

# 令和７年度予算案概要【経常・臨時別】

資料２

【経常費】　（単位：千円）

| 所管課 | 事　業　名 | R7年度予算査定額 | R6年度予算額 | 差異 | 事業概要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 総務課 | 消防庁舎・出張所維持管理費 | **57,654** | 61,992 | △ 4,338 | 消防庁舎・出張所の維持管理経費（燃料費・光熱水費、機器保守点検等） |
| | 消防職員被服費 | **7,782** | 4,664 | 3,118 | 活動に必要な被服及び安全装備品購入経費 |
| | 常備消防一般管理費 | **17,514** | 16,334 | 1,180 | 消防事務を円滑に行うための事務的経費 |
| | 消防職員研修費 | **4,943** | 4,986 | △ 43 | 各種研修等参加旅費・負担金及び委託経費 |
| | 消防団運営費 | **29,305** | 29,460 | △ 155 | 消防団の運営経費（消防団員報酬・費用弁償ほか） |
| 警防課 | 警防活動事業 | **744** | 443 | 301 | 各種災害への対応に関する研修、訓練等に参加する経費 |
| | 救急業務高度化推進事業 | **3,418** | 3,525 | △ 107 | 救急救命士研修経費、救急需要対策経費（応急手当講習会の開催ほか）、救急救命活動関係経費（資器材保守点検ほか） |
| 予防課 | 火災予防推進事業 | **1,196** | 1,816 | △ 620 | 住宅防火対策等の火災予防推進に係る経費及び事業所に対する防火管理・保安管理体制の推進に係る経費 |
| 管理課 | 消防緊急情報システム管理経費 | **3,111** | 2,736 | 375 | 消防緊急情報システム保守点検経費等 |
| | 消防通信設備整備事業 | **408** | 245 | 163 | 通信設備機器等の機能保持に関する経費 |
| | 消防訓練物品等維持管理経費 | **1,093** | 1,112 | △ 19 | 消防訓練に必要な物品の購入及び訓練施設の維持管理経費 |
| 消防課 | 消防車両維持管理事業 | **21,090** | 21,835 | △ 745 | 消防車両（32台）整備及び保守経費（車検整備・燃料費ほか） |
| | 消火活動事業 | **198** | 198 | 0 | 消火活動に必要な資器材管理等に関する経費 |
| | 救助活動事業 | **4,087** | 3,539 | 548 | 救助活動に必要な資機材整備及び保守（救助用ロープ購入、空気ボンベ検査ほか） |
| | 救急救命活動事業 | **11,418** | 9,354 | 2,064 | 医薬品、救急救命活動に必要な資器材の購入ほか |
| 計 | | **163,961** | 162,239 | 1,722 | |

【臨時費】　（単位：千円）

| 所管課 | 事　業　名 | R7年度予算査定額 | R6年度予算額 | 差異 | 事業概要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 総務課 | 消防通信指令システム共同整備事業 | **564,163** | 132,591 | 431,572 | 消防通信指令システムの共同整備（R4～8）に係る経費 |
| | 消防指令センター共同維持管理事業 | **29,257** | 0 | 29,257 | 10月運用開始する指令センターの維持管理経費（新規） |
| | 消防救急デジタル無線共同維持管理事業 | **2,627** | 5,650 | △ 3,023 | 札幌圏６消防本部における消防救急デジタル無線の共同維持管理に係る経費 |
| | 消防庁舎・出張所改修事業 | **44,987** | 108,742 | △ 63,755 | 電話交換機更新、女性施設等改修、空調換気扇更新、 |
| | 消防職員被服費（臨時） | **4,794** | 74 | 4,720 | 防火衣の購入（R6:87着）　備荒資金（18,948,600円借入）の返済1年目 |
| 警防課 | 水利施設維持管理費 | **24,838** | 22,295 | 2,543 | 老朽消火栓整備、破損消火栓の修繕及び防火水槽の点検、修繕 |
| | 常備消防用備品等整備事業 | **9,377** | 9,231 | 146 | 消火及び救助活動に必要な装備品の整備（消防用ホースほか） |
| | 消防車両整備事業 | **139,479** | 161,852 | △ 22,373 | 消防ポンプ自動車（２台）の購入、はしご車重整備（30,145,500借入） |
| | 救急業務デジタル化事業 | **880** | 16,368 | △ 15,488 | 救急医療支援システム（R6導入)の回線使用料 |
| 管理課 | 消防緊急情報システム中間整備事業 | **0** | 26,620 | △ 26,620 | →総務課移管 |
| 計 | | **820,402** | 483,423 | 336,979 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 消防本部合計 | **984,363** | 645,662 | 338,701 |

# 令和６年江別市災害・救急概況（速報値）

## Ⅰ 災害概況

| 区分 | | 単位 | 令和６年 | 令和５年 | 増減 |
|---|---|---|---|---|---|
| １．火災 | | | | | |
| （１）火災件数 | | 件 | 34 | 24 | 10 |
| | 建物 | 件 | 17 | 12 | 5 |
| | 車両 | 件 | 12 | 5 | 7 |
| | 林野 | 件 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 件 | 5 | 7 | △ 2 |
| （２）焼損棟数 | | 棟 | 18 | 12 | 6 |
| | 全焼 | 棟 | 1 | 2 | △ 1 |
| | 半焼 | 棟 | 2 | 0 | 2 |
| | 部分焼 | 棟 | 6 | 0 | 6 |
| | ぼや | 棟 | 9 | 10 | △ 1 |
| | 爆発 | 棟 | 0 | 0 | 0 |
| （３）り災世帯数 | り災世帯 | 世帯 | 16 | 5 | 11 |
| | り災者数 | 人 | 34 | 11 | 23 |
| （４）死傷者数 | | 人 | 10 | 1 | 9 |
| | 死者 | 人 | 2 | 0 | 2 |
| | 負傷者 | 人 | 8 | 1 | 7 |
| | 30日死者 | 人 | 1 | 0 | 1 |
| （５）焼損床面積 | | ㎡ | 714 | 150 | 564 |
| （６）焼損表面積 | | ㎡ | 37 | 2 | 35 |
| （７）損害額 | | 千円 | 60,313 | 7,324 | 52,989 |
| ２．救助 | | 件 | 107 | 104 | 3 |
| | 安否確認等 | 件 | 60 | 56 | 4 |
| | 交通事故 | 件 | 21 | 21 | 0 |
| | 建物等による事故 | 件 | 11 | 17 | △ 6 |
| | ガス及び酸欠事故 | 件 | 4 | 4 | 0 |
| | 落雪事故 | 件 | 1 | 1 | 0 |
| | 捜索 | 件 | 0 | 1 | △ 1 |
| | 水難事故 | 件 | 5 | 0 | 5 |
| | 風水害等自然災害事故 | 件 | 0 | 0 | 0 |
| | 機械による事故 | 件 | 1 | 0 | 1 |
| | その他の事故 | 件 | 4 | 4 | 0 |
| ３．警戒 | | 件 | 176 | 179 | △ 3 |
| | 油流出 | 件 | 71 | 62 | 9 |
| | 警報設備等 | 件 | 67 | 87 | △ 20 |
| | 危険排除 | 件 | 17 | 17 | 0 |
| | 怪煙 | 件 | 11 | 2 | 9 |
| | 異臭 | 件 | 5 | 6 | △ 1 |
| | 燃焼事故 | 件 | 4 | 3 | 1 |
| | 火気設備等事故 | 件 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 件 | 1 | 2 | △ 1 |
| ４．自然災害（救助活動を伴うものを除く） | | 件 | 0 | 0 | 0 |
| | 暴風事故 | 件 | 0 | 0 | 0 |
| | 豪雨事故 | 件 | 0 | 0 | 0 |
| | 豪雪事故 | 件 | 0 | 0 | 0 |
| | 地震事故 | 件 | 0 | 0 | 0 |
| | 洪水事故 | 件 | 0 | 0 | 0 |
| | その他事故 | 件 | 0 | 0 | 0 |
| ５．救急支援（消防隊が支援出動するもの） | | 件 | 268 | 316 | △ 48 |
| | ＣＰＡ（疑いを含む） | 件 | 198 | 248 | △ 50 |
| | 先行救急 | 件 | 44 | 46 | △ 2 |
| | 活動障害 | 件 | 11 | 12 | △ 1 |
| | 応援誘導 | 件 | 9 | 8 | 1 |
| | 搬出支援 | 件 | 6 | 2 | 4 |
| | その他 | 件 | 0 | 0 | 0 |

## Ⅱ　救 急 概 況

### （1）救 急 件 数

| 区　　分 | | 単位 | 令和６年 | 令和５年 | 増　減 |
|---|---|---|---|---|---|
| 救急件数 | | 件 | 5,811 | 6,081 | △ 270 |
| | 急病 | 件 | 4,163 | 4,511 | △ 348 |
| | 一般負傷 | 件 | 829 | 747 | 82 |
| | 交通事故 | 件 | 203 | 233 | △ 30 |
| | 労働災害 | 件 | 41 | 56 | △ 15 |
| | 自損行為 | 件 | 25 | 45 | △ 20 |
| | 運動競技 | 件 | 39 | 49 | △ 10 |
| | 火災 | 件 | 38 | 36 | 2 |
| | 加害 | 件 | 9 | 10 | △ 1 |
| | 水難 | 件 | 0 | 0 | 0 |
| | 自然災害 | 件 | 0 | 0 | 0 |
| | その他（病院間搬送等） | 件 | 464 | 394 | 70 |

### （2）搬 送 人 員

| 区　　分 | | 単位 | 令和６年 | 令和５年 | 増　減 |
|---|---|---|---|---|---|
| 搬送人員 | | 人 | 5,012 | 5,177 | △ 165 |
| | 高齢者（65歳以上） | 人 | 3,468 | 3,343 | 125 |
| | 成人（18歳以上65歳未満） | 人 | 1,197 | 1,386 | △ 189 |
| | 少年（7歳以上18歳未満） | 人 | 162 | 177 | △ 15 |
| | 新生児・乳幼児（7歳未満） | 人 | 185 | 271 | △ 86 |

■年齢区分別搬送人員の推移（過去５年）　　（人）

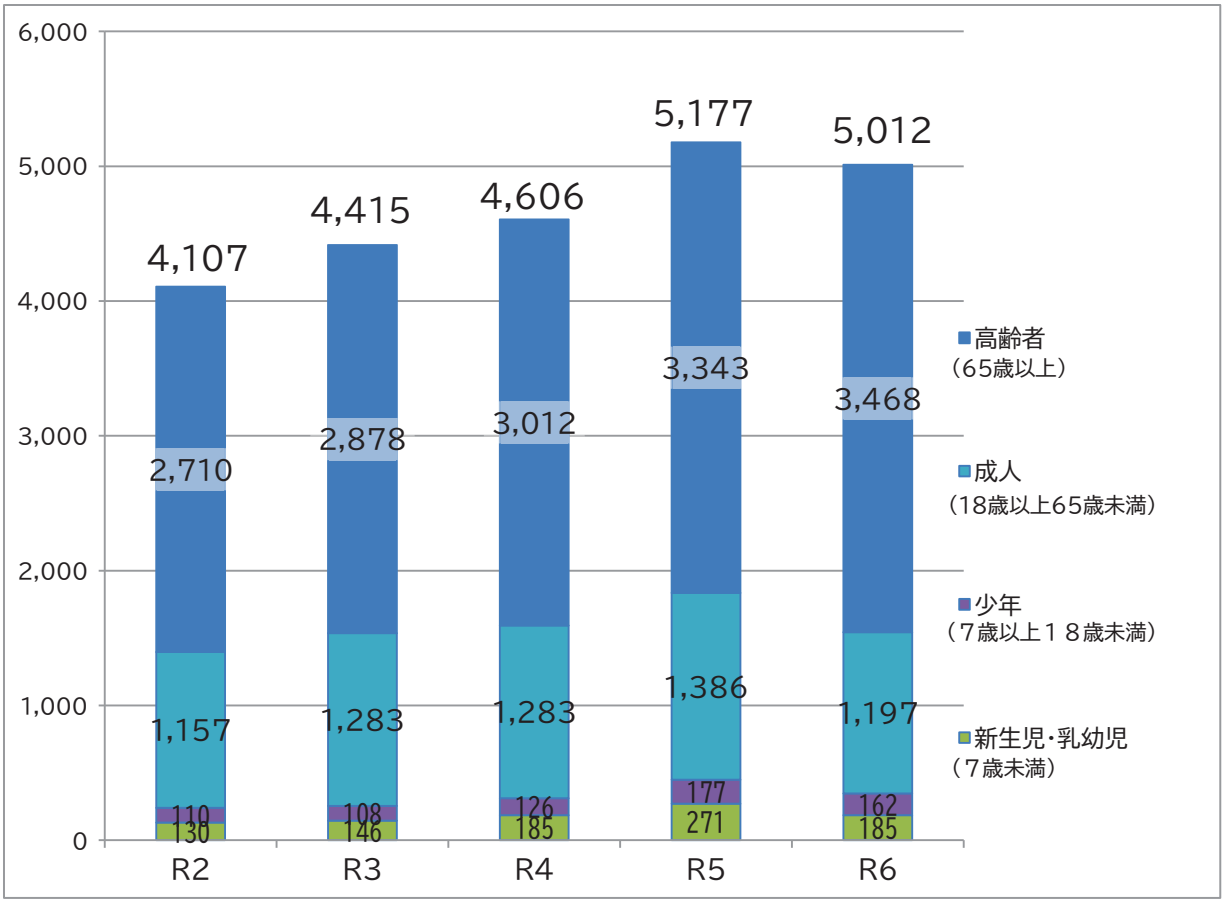

# 令和６年１０月４日　消防関係物故者慰霊祭

資料４

令和７年１月７日

令和７年出初め式

資料５

（消防本部総務課）

# 今後の消防本部（署）・消防団の主な行事予定表

※印は消防委員会委員長にご案内する行事

| 月 | 日　程 | 行事名称等 | | 開催地（場所） |
|---|---|---|---|---|
| | | 市内行事 | 市外行事 | |
| 4 | 20（日）～30（水） | 春の全道火災予防運動 | | |
| | | | | |
| 5 | | | | |
| | | | | |
| 6 | 8（日）～14（土） | 危険物安全週間 | | |
| | | | | |
| 7 | | | | |
| | | | | |
| 8 | 未定 | ※令和7年度　第1回江別市消防委員会 | | 消防本部 |
| | 24日（日） | 消防団員合同訓練団長査閲 | | 北海道消防学校 |
| | 下旬 | 消防フェスティバル | | 未定 |
| 9 | 下旬 | 防火ふれあい大麻 | | 消防署大麻出張所 |
| | 下旬 | ※消防関係物故者慰霊祭 | | 消防本部 |

その他の事業

○自治会・事業所等への防火指導　　○小中学校での消防教室開催

○定期救命講習（毎月19日開催予定）